

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 この規程は、都農町国民健康保険病院が経営する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

- 第2条
- 1 要介護状態等となった場合において、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、利用者の心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導をおこなうことにより、療養生活の質の向上を図る。
 - 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 3 地域との結びつきを尊重し、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 都農町国民健康保険病院
- 2 所在地 宮崎県児湯郡都農町大字川北 5202 番地

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

(業務分掌)

第4条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の利用の申込みにかかる調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
従事する職員に必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 5名以上
居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づき、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る）並びに利用者や家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点や介護方法等についての指導及び助言を行う。
- 3 薬剤師 1名
医師の指示に基づき、居宅を訪問し、薬学的な管理指導を行う。
- 4 管理栄養士 1名
医師が厚生労働大臣が別に定める特別食を提供する必要性を認めた場合又は低栄養状態にあると判断した場合に、医師の指示に基づき、居宅を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行う。

第3章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第5条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業に営業日及び営業時間は次のとおりとする。

1 営業日

毎週月曜日から金曜日まで（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

2 営業時間

午前8時15分から午後5時まで

第4章 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業の実施地域

(事業の実施地域)

第6条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の事業を行う地域は次のとおりとする。

半径16km圏内

第5章 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の内容及び利用料

(居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導利用料)

第7条 1 利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、利用者の介護負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導が法定代理受領サービスであるときには、本人負担分の額とする。

2 交通費

利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う場合には、次の金額を交通費として請求します。

事業所から片道おおむね10キロメートル以上 500円

(利用料の受領)

第8条 1 法定代理受領サービスに該当する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該事業に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

2 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者からの支払いを受ける利用料の額と居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導に係る居宅介護支援サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う場合にそれに要する交通費。

4 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

第6章 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業職員の勤務の体制その他の利用申込み者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第10条 正当な理由なく居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業者を紹介その他の必要な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第12条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供を求められた場合には、その者の提供する被保険者証(資格者証を含む。)によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

- 第13条
- 1 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行なわれているか否かを確認し、申請が行なわれていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行なうものとする。
 - 2 居宅介護支援が利用者に対して行なわれていない等の場合であって必要と認めるときは要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間の満了する30日前には行なわれるよう、必要な援助を行なうものとする。

(心身の状況等の把握)

第14条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(居宅介護支援事業者との連携)

- 第15条
- 1 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
 - 2 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第16条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条の各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を保険者に対して届け出ること

等により、居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨の説明及び居宅介護支援事業者に関する情報の提供、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行う。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を提供する。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第18条 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。

(身分を証する書類の携行)

第19条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導職員等は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

(サービス提供の記録)

第20条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、当該訪問看護の提供日及び内容その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面等に記入するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第21条 基準該当居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導に係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の基本的取扱方針)

- 第22条
- 1 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、利用者の状態に応じて適切に行う。
 - 2 自らその提供する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

- 第23条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる。
- 1 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。
 - 2 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(利用者に関する保険者への通知)

- 第24条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を保険者に通知しなければならない。
- 1 正当な理由なしに居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
 - 2 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。

第7章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第25条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに当病院への連絡を行う等の必要な措置を行う。

(事故発生時の対応)

- 第26条
- 1 利用者に対する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
 - 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
 - 3 利用者に対する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第8章 その他の運営に関する事項

(勤務体制の確保)

- 第27条
- 1 利用者に対し適切な居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を提供できるよう、職員の勤務の体制は別紙のとおりとする。
 - 2 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導等の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。

(衛生管理等)

- 第28条
- 1 事業者は、感染委員会の活動に同調し、委員会の決定について、従業者に周知徹底を行う。
 - 2 感染委員会の指導を受け、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 3 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(掲示)

- 第29条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保守等)

- 第30条
- 1 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導に従事する職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。
 - 2 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業に従事する職員であつた者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族等の同意をあらかじめ文章により得るものとする。

(居宅介護支援事業所に対する利益供与の禁止)

- 第31条 居宅介護支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して当院によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

- 第32条
- 1 提供した居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に迅速か

つ適切に対応するために、相談窓口を設置し苦情の内容を十分に配慮して必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導に関し、保険者が行う文書その他の物件の提供若しくは掲示の求め又は当該保険者の職員から質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 苦情内容や状況は必ず記録に記載しなければならない。

(虐待の防止)

第33条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、従業者に周知徹底を図る。
- 2 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第34条
- 1 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
 - 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適性化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体拘束等の適性化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適性化のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適性化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第35条
- 1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定する。
 - 2 事業者は、非常時には当該業務計画に従い、必要な措置を講じる。
 - 3 従業者に対し、非常時の研修や訓練を定期的実施する。
 - 4 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第9章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第36条 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の事業所毎に経理を区分するとともに、事業の会計とその他の事業の会計とを区分する。

(記録の整備)

- 第37条
- 1 設備、備品、職員、会計に関する諸記録を整備する。
 - 2 利用者に対する居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

附則：この規定は、令和7年4月1日に一部修正する。